

社会福祉法人 新ひだか町社会福祉協議会

定 款

昭和45年12月25日	認 可	平成12年 3月15日	一部改正
昭和60年 5月31日	一部改正	平成14年 1月30日	一部改正
昭和63年 6月21日	一部改正	平成15年 1月17日	一部改正
平成 2年 4月 5日	一部改正	平成16年12月 9日	一部改正
平成 3年 4月16日	一部改正	平成18年 1月20日	一部改正
平成 6年 7月13日	一部改正	平成18年 3月31日	一部修正
平成 7年 5月11日	一部改正	平成19年 3月28日	一部改正
平成10年 3月27日	一部改正	平成20年 3月23日	一部改正
平成11年10月14日	一部改正		

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という)は、新ひだか町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉資金貸付事業
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) さわやか相談センター事業
- (10) ボランティアセンター事業
- (11) 在宅福祉サービス事業
- (12) 老人デイサービス事業の経営
- (13) 訪問介護事業
- (14) 障害福祉サービス事業の経営
- (15) その他法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人新ひだか町社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、北海道日高郡新ひだか町静内青柳町2丁目3番1号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を日高郡新ひだか町三石本町212番地に置く。

第2章 役 員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名

(2) 監事 3名

2 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち
に3名を越えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長3名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長は会務を統括し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次に
その職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるときは、常務理事が、常務理事にも事故あるとき、又は欠けたときは、
あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にか
かわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによ
っては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理
事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集
を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができな
い。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理
事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項につい
ての意志を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができな
い。

9 議長及び理事会において選任した2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果
を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及びこの法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び北海道知事に報告するものと
する。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を
述べるものとする。

第3章 顧問

(顧問)

第14条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第15条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、43名をもって組織する。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第16条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を越えて含まれてはならない。
- 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会員

(会員)

第 19 条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第 6 章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第 20 条 この法人に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 21 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 22 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金(定期預金) 110 万円

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 31 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 33 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 23 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保にする場合には、北海道知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 24 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第 25 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 26 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決算)

第 27 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承諾を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、この法人の事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の計算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全額又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 28 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理等)

第 29 条 この法人の会計処理は、常に明確にしておかなければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款の定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 30 条 予算をもって定めのあるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第 9 章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 31 条 この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 訪問入浴介護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第 32 条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 10 章 収益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 33 条 この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 住民参加型在宅福祉サービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第 34 条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、社会福祉事業に充てるものとする。

第 11 章 解散及び合併

(解 散)

第 35 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、北海道知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 36 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 37 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により北海道知事の認可を受けなければならない。

第 12 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、北海道知事の認可(社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生省令で定める事項に係わるものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第 13 章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、北海道新聞及びこの法人の機関紙に掲載して行ふ。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長 (理事)	榎 本 三 喜
副会長 (理事)	野 中 栄 隆
副会長 (理事)	鹿 渡 要太郎
理 事	長 田 財 治
理 事	吉 田 忍
理 事	種 本 秀 広
理 事	岡 田 正 敏
理 事	不 動 力 雄
理 事	羽 下 チサト
理 事	田 頭 能 夫
監 事	神 田 喜 作
監 事	五ノ井 虎 市

附 則

昭和 60 年 5 月 31 日付けの定款変更は、事務所の所在地のみとする。

附 則

昭和 63 年 6 月 21 日付けの定款変更に伴い増員された理事 5 名及び評議員 19 名の任期は、定款第 10 条及び第 15 条の規定にかかわらず、昭和 64 年 4 月 20 日までとする。

附 則

平成 2 年 4 月 5 日の定款変更は、事務所の所在地のみとする。

附 則

平成 3 年 4 月 16 日の定款変更は、常務理事の設置のみとする。

附 則

平成 15 年 1 月 17 日の定款変更は、定款第 2 条第 1 項第 14 号及び第 15 号のみとし、この定款は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 16 年 12 月 9 日の定款変更は、定款第 2 条第 1 項第 12 号のみとし、この定款は平成 16 年 12 月 1 日に遡って適用する。

附 則

- 1 平成 18 年 1 月 20 日の定款変更は、社会福祉法人三石町社会福祉協議会との編入合併による名称・従たる事務所・役員定数・評議員定数・基本財産の変更のみとし、この定款は平成 18 年 3 月 22 日から適用する。
- 2 定款変更に伴い増員された理事 3 名及び監事 1 名並びに評議員 3 名の任期は、定款第 9 条及び第 18 条の規定に関わらず、平成 19 年 4 月 20 日までとする。
- 3 定款第 1 条の町名及び第 2 条第 1 項第 12 号に規定する施設名称の「新ひだか町」は、静内町と三石町とが合併により新ひだか町となる平成 18 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

平成 18 年 3 月 31 日の一部修正は、行政合併により住所の所在地が変更したことに伴う定款第 5 条の事務所の所在地の修正のみとする。

附 則

平成 19 年 3 月 28 日の定款変更は、定款第 2 条第 1 項第 14 号及び第 15 号を障害者自立支援法の制定に伴い、第 14 号に障害者福祉サービス事業として統合し、第 16 号を第 15 号に繰上げ、この定款は平成 18 年 10 月 1 日に遡って適用する。

附 則

平成 20 年 3 月 23 日の定款変更は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。